

ふるさとえな応援寄附金（ふるさと納税）返礼品提供事業者募集要項

1 目的

ふるさとえな応援寄附金（ふるさと納税）制度により恵那市（以下「本市」とします。）への寄附をいただいた市外在住の寄附者に対し、お礼の意味を込めて商品やサービス（以下「返礼品」とします。）を贈呈することにより、本市の魅力発信、地域特産品のPR並びに販路拡大による市内事業者の活性化を図るため、寄附者への返礼品提供に協力をいただける事業者（以下「返礼品提供事業者」とします。）を募集します。

2 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者として登録できる事業者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとします。

- （１） 市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場のいずれかがあり、本市内で生産、製造、加工又はサービスの提供を行っている個人事業者、法人その他の団体（以下単に「事業者」とします。）であること。ただし、市内で生産された農産物等を原料とした加工、製造、販売等を行う事業者、市内で受けられるサービスの提供を行う事業者その他本市のPRや地域ブランドの向上、産業振興、観光振興に寄与すると市長が判断する場合はこの限りではありません。
- （２） 納期到来分の市税を滞納していないこと。
- （３） 各種関係法令、条例、規則等を遵守していること。
- （４） 代表者及び申請者が恵那市暴力団排除条例（平成24年恵那市条例第31号）に規定する暴力団員及び暴力団員等でないこと。
- （５） 発注に対し、発注書の受付及び返礼品の発送作業が行える体制が整っており、誠実かつ迅速に対応できること。

3 返礼品提供事業者として登録することの効果

- （１） 本市が参加するふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名等が掲載され、商品、事業者等のPRができます。
- （２） 本市が実施する広告宣伝活動（パンフレット等の制作及び配布を含みます。）において、返礼品の画像、商品名、事業者名等を掲載することがあります。
- （３） 返礼品発送時に、自社商品のパンフレットやチラシ等を同封することで、自社商品等の販売促進、PRを図ることができます。

4 申し込み方法

「ふるさとえな応援寄附金返礼品事業者申込書兼同意書」（市ウェブサイトの様式ファイル）を掲載しています。）に必要事項を記入の上、窓口持参、メール、郵送等の方法により恵那市役所 交流連携課まで提出してください。

【ふるさとえな応援寄附金ウェブサイト】

<https://www.city.ena.lg.jp/shiseijoho/zaisei/3558.html>



5 申し込み期間

随時申し込みを受け付けています。

6 審査

提出された申込内容に基づき、返礼品提供事業者としての要件等の審査を行います。結果は書面にて通知し、返礼品登録事業者としての登録が決定した場合は、ふるさと納税ポータルサイトに返礼品の登録ができるよう手続きを行います。

また、本市ではふるさとえな応援寄附金に係る業務の一部を中間委託事業者へ委託しているため、返礼品提供事業者として登録いただいた事業者は、返礼品の受け渡し等に関する事項について中間委託事業者と別途契約していただく必要があります。

7 返礼品の要件

返礼品は、次に掲げるすべての要件を満たすものとします。ただし、ふるさと納税の本来の目的を鑑み、市長が特別に認めた場合はその限りではありません。

- (1) 市内で生産、製造、栽培、加工されたもの、市内の原材料を主に使用したもの、市内で提供される体験やサービス等であり、平成 31 年総務省告示第 179 号により示された基準に適合すること。
- (2) 本市の魅力を伝えられるもの又はサービス、もしくは本市のPRにつながるもの又はサービスであること。
- (3) 本市又は本市が指定する中間委託事業者からの依頼後、速やかに発送できること。また、飲食物の場合は、返礼品の発送日から賞味期限及び消費期限までに一定上の期間を有しているものであること。ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）については、返礼品の発送希望日等を事前に寄附者に確認又は調整することにより、返礼品が適切に寄附者の手元に届くよう協力できるものであること。また、体験サービスの場合は、原則として寄附者に対し発送から1年程度の有効期限が保証されるサービスであること。
- (4) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、返礼品の提供可能時期が季節限定、期間限定などの場合は、提供期間内において安定供給が見込めるものであること。
- (5) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）、商標法（昭和 34 年法律第 127 号）、特許法（昭和 34 年法律第 121 号）、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）、不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）その他の関係法規を遵守しているものであること。

こと。

- (6) 金銭類似性の高いものではないこと

※金銭類似性の高いもの＝プリペイドカード、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等

- (7) 公序良俗に反するものもしくは政治性又は宗教性のあるものではないこと。

- (8) 返礼品の説明文、写真データその他返礼品の掲載に必要な情報が提供可能であること。写真データ等について、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権を持つ画像を使用する場合には、必ず利用の許諾を受けていること。

8 返礼品登録

返礼品の登録については、中間委託事業者の返礼品登録システムを利用して、返礼品提供事業者で登録していただくこととなります。返礼品提供事業者として登録された後、中間委託事業者から登録案内を行いますので、案内に従って事業者情報及び返礼品の登録を行ってください。上記の返礼品登録システムに登録いただいた返礼品については、本市が参加するふるさと納税ポータルサイトに掲載されることとなります。

9 返礼品の価格及び寄附金額の設定

- (1) 返礼品の提供価格は、商品の本体価格に荷造・箱・梱包代並びに消費税及び地方消費税を含めた価格とします。
- (2) 寄附金額は、総務省の基準に基づき、返礼品の価格に3分の10を乗じた額（1,000円未満切り上げ）を基本として、本市が決定します。

10 返礼品発送手続きの流れ

返礼品発送手続きの流れは次のとおりです。なお、返礼品を掲載するふるさと納税ポータルサイトによって、手続きが異なる場合があります。その場合は、本市と協議の上、返礼品を発送してください。

- (1) 寄附者が各ふるさと納税ポータルサイトから寄附（ふるさと納税）を申し込みます。
- (2) 各ふるさと納税ポータルサイトで受け付けた寄附を集約し、中間委託事業者から返礼品提供事業者に対して、当該寄附に対する返礼品の発注メールをお送りします。
- (3) 返礼品提供事業者は発注メールに従い、返礼品を準備してください。
- (4) 中間委託事業者が手配した配送業者から配送伝票をお渡しします。配送日を調整いただき、(3)で準備した返礼品を引き渡してください。
- (5) 返礼品代金は月末締め翌月末払いで中間委託事業者から振り込まれます。

11 留意事項

- (1) 次のいずれかに該当するときは、本市又は中間委託事業者へ届け出なければなりま

せん。

ア 返礼品の発送に遅延や事故が生じたとき。

イ 返礼品に関して寄附者から苦情があったとき。

ウ その他申込書の記載事項に変更が生じたとき。

(2) 次のいずれかに該当した場合は、承認を取り消します。

ア 申込書の記載内容に虚偽があったとき。

イ 返礼品内容及び事業者が本要項の要件を満たさなくなったとき。

ウ その他本市及び中間委託事業者並びに寄附者に損害を及ぼす行為があったとき。

(3) その他

ア 返礼品の掲載順は、本市が決定します。

イ 瑕疵により返礼品の不備や誤発送があった場合、再送等にかかる費用は返礼品提供事業者で負担してください。

ウ 返礼品に関して寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、品質等による保証やクレーム対応について、本市は一切責任を負いません。

12 問い合わせ先

恵那市役所 交流連携課

〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1

電話：0573-26-2111 F A X：0573-26-4799

E-mail：furusato@city.ena.lg.jp